各都道府県教育委員会指導事務主管部課長 各指定都市教育委員会指導事務主管部課長 各都道府県私立学校事務担当部課長 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当部課長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体の学校設置会社担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 八田和嗣

個別の教育支援計画の参考様式について

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「『令和の日本型学校教育』~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~」が取りまとめられました。

これらの会議においては、特別支援教育における ICT の利活用につき、

- ・特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画が ICT を介して学校内外で的確に共有されていないこと
- ・統合型校務支援システムの活用が不十分であること

等の課題があげられ、切れ目ない支援に向けた関係機関間の情報共有促進の観点から、 今後、特別支援教育においても、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管 理が行われるよう報告されたところです。

また、これらを踏まえ、今後、都道府県やシステムの開発業者に対して、例えば、

- ・合理的配慮の提供などの特別支援教育に配慮したシステム開発の促進
- ・個別の教育支援計画の項目の標準化の参考となる資料の提示

等の支援を進めていく必要があると示されており、こうした取組を通し、合理的配慮 の提供や引継ぎの充実などを図っていく必要があります。

文部科学省においては、これらの報告及び答申を踏まえ、統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理に資する観点から、別添のとおり、「個別の教育支援計画の参考様式」を作成しましたので、教育委員会が域内で統一した統合型校務支援システムを導入する場合などにおいて、仕様の検討の参考にしていただきますようお願い

します。

この「個別の教育支援計画の参考様式」は、下記のとおり、個別の教育支援計画と個別の指導計画それぞれの趣旨や役割を踏まえておりますので、改めて十分に御了知の上、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導の充実に向けた取組をお願いします。

なお、今回お示しする資料は、これまで文部科学省が示しているもの同様に参考様式となります。特別な支援を必要とする子供たちのために、教育委員会や各学校等が現在使用している様式の仕様を妨げるものではありませんので、各学校や地域の実情に応じた様式によって、必要な個別の教育支援計画の作成・活用をお願いします。なお、その際には、学校内外でのICTを活用した情報の円滑な共有が可能となるよう、格段の御配慮をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

また、本通知の発出に併せ、統合型校務支援システムを販売している企業等が加盟する一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)にも同様の内容をお伝えし、加盟企業等への周知について協力を依頼することとなっていることを申し添えます。

記

第1 個別の教育支援計画について

- 平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別の教育支援計画という。
- 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な 視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、 全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される 教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

- 個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。
- 高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要であり、高等学校においても、新学習指導要領総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記されたところである。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要がある。

【参照】

・幼稚園教育要領 (平成 29 年告示) 解説 P119~

· 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P112~

•中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P111~

· 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編 P162~

・特別支援学校教育要領・学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編(幼稚部・ 小学部・中学部)

幼稚部 P148~

小学部・中学部 P283~

- •特別支援学校学習指導要領(平成31年告示)解説(高等部)総則等編 P204~
- ・学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第134条の2関係、第139条の2、第141条の2関係
- 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(令和3年1月)

Ⅱ. 4. の(発達障害等のある生徒への支援)

第2 個別の指導計画について

○ 個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

○ 個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた 指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式 は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、 指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

【参照】

· 幼稚園教育要領 (平成 29 年告示) 解説 P119~

· 小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P114~

·中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 総則編 P112~

· 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 総則編 P163~

・特別支援学校教育要領・学習指導要領(平成 29 年告示)解説 総則編(幼稚部・ 小学部・中学部)

幼稚部

P89∼

小学部 · 中学部 P240~

·特別支援学校学習指導要領(平成31年告示)解説(高等部)総則等編 P140~

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111 (内線 2432, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

個別の教育支援計画の参考様式について

本資料の見方(解説)

1. 本資料の位置付け

○ 個別の教育支援計画について、これまでの各地方公共団体や学校における取組や学習指導要領等を踏まえ、最低限記載されることが望ましいと考えられる事項を明確化したもので、個別の教育支援計画の電子化を推進するための帳票の標準化を図る際の参考となる資料です。したがって、各地域で既に用いられている様式やそれを活用した引継ぎの更なる充実に向けて取り組む際に御活用ください。なお、各地域で既に用いられている様式をただちに改訂したり、この資料にない項目を記載することを取りやめたりする必要はありません。

〇 本資料は、

- ・域内で様式が不統一であるため個別の教育支援計画を電子的に共有できないなどの不便さを 解消するために、域内で新たに様式を統一する、或いは
- ・新たに統合型校務支援システムを導入するために標準帳票を設定したりする際の参考として 用いる

ことが考えられます。その際も、この参考様式に地域独自に必要と考えられる項目を追加して策 定することなどが考えられます。

2. 本資料の一般的な使い方

- 本資料は、小中高等学校等、特別支援学校いずれにおいても活用することが可能です。
- 〇 プロフィールシートは、基本的に時点更新をしながら用い、一部、情報を追加等しながら使 うような想定で例示しています。
- 支援シートについては、毎年度作成し、過去の年度の支援シートは継時的に保存していくような想定で例示しています。
- 〇 支援シート「2.支援の方向性」「②合理的配慮を含む支援の内容」の項目の記載においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会)に記載されている観点を参考に記入することが考えられます(次ページ参照)。
- O 進学、進級等の際は、プロフィールシートと、支援シート(継時的に累積したものすべて)を一体として引き継ぎます。
- 〇 就職・就労等に向けた取り組みとして、支援シートの「4. 引継ぎ事項」が教育機関以外で 作成される支援計画の内容に反映されるよう、留意します。
- 引継ぎに関する項目においては、関係機関における様子を記載する場合、関係機関からその 情報を得て、学校関係者が記入します(関係機関の関係者に、この帳票に直接記入してもらう 必要はありません)。

〇合理的配慮を提供する際に当たっての観点

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 (平成24年7月23日初等中等教育分科会)(抄)

<「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法>

<1-1 教育内容>

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮(別表1)

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

①-1-2 学習内容の変更・調整(別表2)

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

<1)-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮(別表3)

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材 (ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保(別表4)

治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮(別表5)

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

<「合理的配慮」の観点② 支援体制>

②-1 専門性のある指導体制の整備(別表6)

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や 医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮(別表7)

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

②-3 災害時等の支援体制の整備(別表8)

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方 法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が 十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

<「合理的配慮」の観点③ 施設・設備>

③-1 校内環境のバリアフリー化(別表9)

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮(別表 10)

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮(別表 11)

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。